

静岡県における

家内労働の現状

令和 5 年 1 月

静 岡 労 働 局

は し が き

この冊子は、家内労働概況調査[令和4年10月]、工賃実態調査と管下各労働基準監督署が実施した監督指導等で把握した結果を取りまとめたものです。

なお、主な用語の定義は以下のとおりです。

家内労働者——— 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、原材料等の提供を受け、主として労働の対償を得るために、物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者をいう。

専門的
家内労働者 ——— 家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する者をいう。

内職的
家内労働者 ——— 主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助等のため家内労働に従事する者をいう。

副業的
家内労働者 ——— 他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する者をいう。

補 助 者 ——— 家内労働者の同居の親族であって、家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

委 託 者 ——— 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者で、その業務の目的物たる物品について家内労働者に委託する者をいう。

代 理 人 ——— 委託者の名で家内労働者に委託し、その業務の一部を受け持つなど、委託者のために行為する者をいう。

目 次

家内労働の現状 -----	1
1 家内労働従事者-----	1
2 家内労働者の概況-----	2
(1) 推 移-----	2
(2) 男 女 別-----	2
(3) 業 種 別-----	6
(4) 地 域 別-----	6
3 委託者の概況-----	7
(1) 委託者数-----	7
(2) 業 種 別-----	7
(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数-----	7
家内労働対策 -----	8
1 家内労働に関する取組み-----	8
2 家内労働安全衛生指導員による指導結果-----	8
最低工賃決定状況 -----	9
1 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃-----	9
参 考 -----	10

【資料】

[伝票式家内労働手帳のモデル様式]-----	資1
基本委託条件の通知-----	資1
注文伝票・受入伝票-----	資2
[委託状況届]-----	資3

家内労働の現状

1 家内労働従事者

令和4年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は6,473人です。その内訳をみると、製造業や販売業者から委託を受けて、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は6,273人、家内労働者の同居の親族で、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は200人となっています。

なお、家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が最も多く、続いて大阪府、愛知県で、静岡県は全国で4番目に多い県となっています(参考 表2「令和3年度家内労働概況調査」より)。

表1 家内労働者数、委託者数等の推移

区分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年		
家内労働従事者数	9,829	9,673	9,380	8,292	8,159	8,065	8,352	7,196	7,430	6,918	6,528	6,338	6,473		
家内労働者数	9,549	9,334	9,058	7,988	7,845	7,774	8,075	7,005	7,194	6,678	6,312	6,126	6,273		
補助者数	280	339	322	304	314	291	277	191	236	240	216	212	200		
家内労働者数	男女別	男	944	909	914	826	829	894	967	786	791	750	757	722	752
		女	8,605	8,425	8,144	7,162	7,016	6,880	7,108	6,219	6,403	5,928	5,555	5,404	5,521
			(9.9)	(9.7)	(10.1)	(10.3)	(10.6)	(11.5)	(12.0)	(11.2)	(11.0)	(11.2)	(12.0)	(11.8)	(12.0)
			(90.1)	(90.3)	(89.9)	(89.7)	(89.4)	(88.5)	(88.0)	(88.8)	(89.0)	(88.8)	(88.0)	(88.2)	(88.0)
委託者数	493	472	473	438	429	410	393	346	348	308	300	292	282		
代理人数	85	61	44	74	59	56	56	50	50	47	55	54	56		

()は割合(%)を示す

【参考 表1】 家内労働者数、委託者の推移(全国)

区分	S48	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H29	H30	R1	R2	R3
家内労働者数	1,844,400	1,313,900	1,149,000	903,400	549,585	331,831	207,142	136,289	108,275	110,812	105,054	105,301	97,122
委託者数	110,900	90,100	80,600	59,800	38,538	24,116	15,010	10,447	7,499	7,654	7,328	7,500	7,139

「令和3年度家内労働概況調査」より

【参考 表2】 都道府県別家内労働者数

都道府県	家内労働者数(人)	委託者
東京都	8,751	800
大阪府	7,429	412
愛知県	7,131	329
静岡県	6,126	292
埼玉県	4,550	378

「令和3年度家内労働概況調査」より

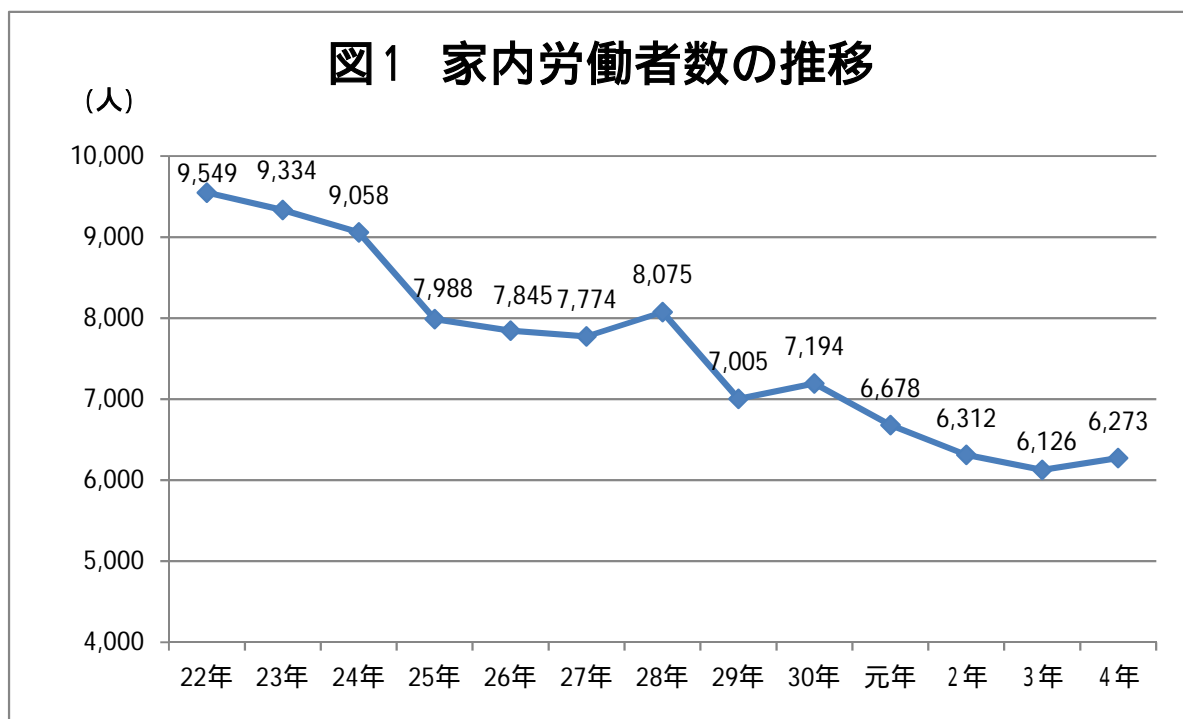
2 家内労働者の概況

(1) 推移

全国の家内労働者数は、家内労働法が制定された昭和45年以降の推移をみると、昭和48年の184万4,400人をピークとして、その後減少が続き、令和3年10月1日現在で9万7,122人でした(参考 表1)。

静岡県内においても、長期的には全国と同様、減少傾向で推移していますが、令和4年10月1日現在の家内労働者数は6,273人で、前年より147人の増加となりました(表1、図1)。

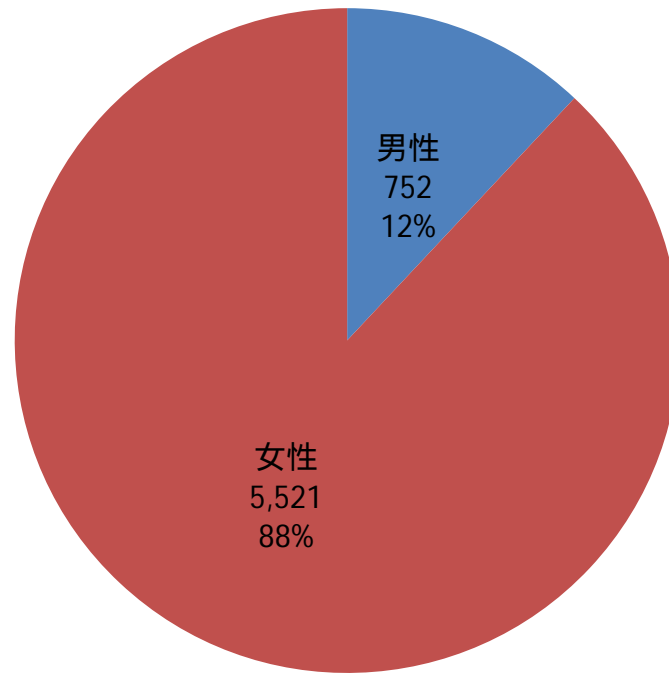
業種別でみると、繊維工業は6%の減少となりましたが、ゴム製品製造業は8.4%の増加、化学工業、鉄鋼業等は12.8%の増加、電気機械器具製造業は2.9%の増加となっており、全体では対前年比で2.4%増となっています。



(2) 男女別

静岡県内の家内労働者を男女別にみると、男性が752人であるのに対し、女性は5,521人で全体の約88%を占めています。(表1、図2)

図2 男女別家内労働者の割合(単位:人)



本データは、管内の委託者から静岡労働局へ届け出がなされた「委託状況届」の内容等をもとに取りまとめたものであるが、「委託状況届」では、家内労働者数と男女別の内容しか報告されていないため、これ以上の詳細は不明である。

令和4年10月1日現在

表2 業種別委託者数・家内労働者数・補助者数等

業種 (産業分類番号(中分類))	委託者数	代理人数 (人)	家内労働者数(人)			補助者数(人)			1委託者当たり の平均家内労働者数(人)	
			昨年 同期	計	性別	昨年 同期	計	性別		
				男	女		男	女		
食料品、飲料、たばこ・飼料製造業 (E9,10)	6	0	28	36	7	29	5	3	2	6.0
繊維工業 (E11)	44	0	539	506	48	458	13	10	3	11.5
木材・木製品、家具・装備品製造業 (E12,13)	2	0	2	2	0	2	1	1	0	1.0
紙・紙加工品製造業 (E14)	26	19	282	272	16	256	6	4	2	10.5
印刷・関連連産業、映像・音声・文 字情報制作業(E15,G41)	8	3	125	116	3	113	1	1	0	14.5
ゴム製品製造業 (E19)	13	0	551	597	52	545	7	6	3	45.9
なめし皮・同製品・毛皮製造業 (E20)	2	1	30	32	2	30	1	0	1	16.0
窯業・土石製品製造業 (E21)										
金属製品製造業 (E24)	13	0	188	169	37	132	9	7	10	13.0
電子部品・デバイス製造業 (E28)	7	0	96	99	20	79	21	4	18	14.1
電気機械器具製造業 (E29)	65	9	2321	2389	331	2058	93	68	29	36.8
情報通信機械器具製造業 (E30)	4	0	57	76	0	76	0	0	0	19.0
化学工業、鉄鋼業、非鉄金属、はん用機 器・生産用機器、業務用機器、輸送用機器 製造業(E16,22,23,25,26,27,31)	28	0	296	334	56	278	32	32	16	11.9
その他(雑貨等) (E18,32)	64	24	1604	1645	180	1465	28	30	10	25.7
合 計	282	56	6119	6273	752	5521	212	200	96	22.2

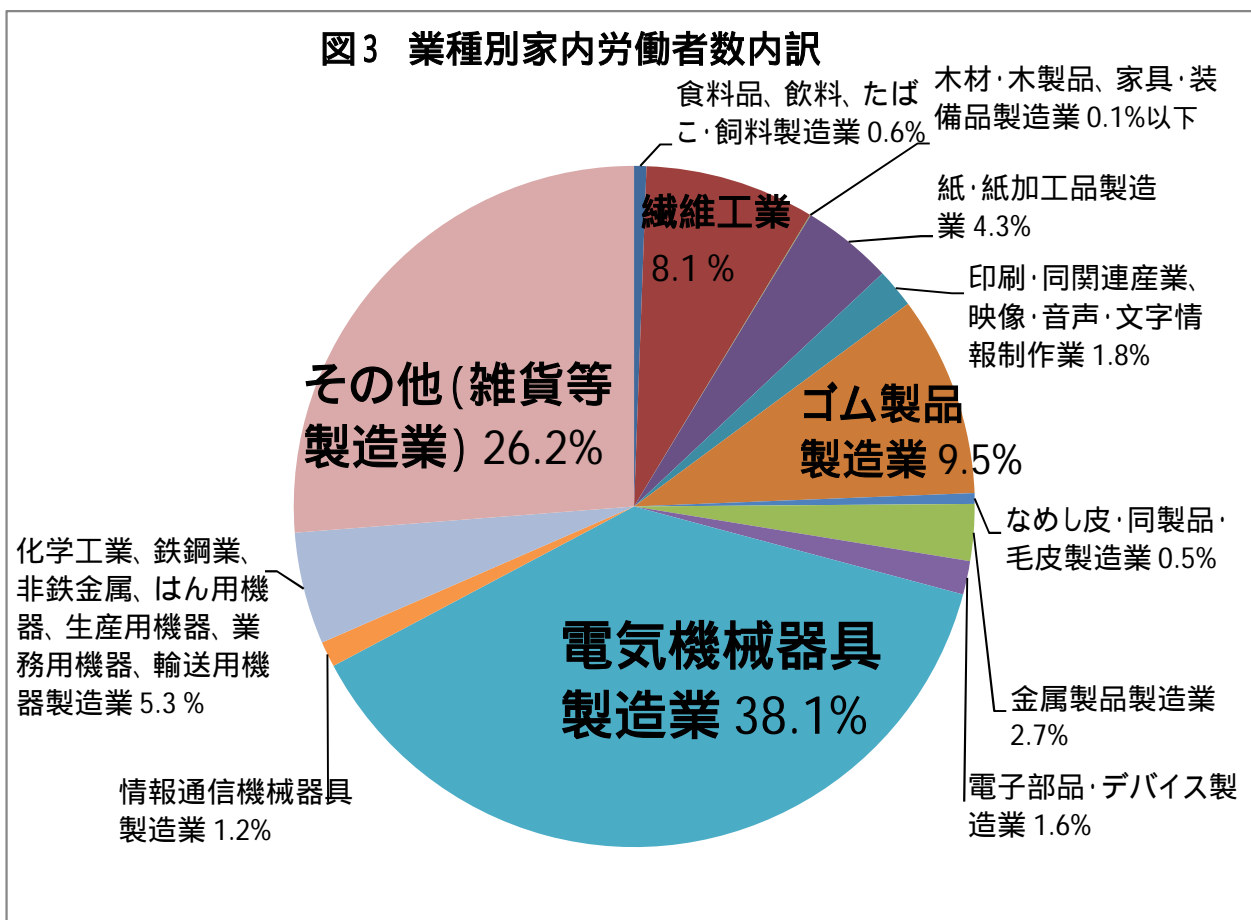
表3 署別・業種別委託者、家内労働者数及び主な家内労働業務

業種 標準産業分類番号	署	委託者（上段）								主な家内労働業務
		家内労働者数（下段）(人)								
		三島	沼津	富士	静岡	島田	磐田	浜松	計	
食料品、飲料、たばこ・飼料製造業 (E9,10)	委託者	0	0	0	1	2	3	0	6	野菜漬物の製造、たれの小袋袋詰め、ラベル貼り、検品
	家内労働者	0	0	0	3	16	17	0	36	
繊維工業 (E11)	委託者	4	4	4	3	3	14	12	44	整経、管巻、経通し、包装、婦人服等の衣類・フトンカバーその他の縫製、仕上げ、検品
	家内労働者	58	26	44	35	34	155	154	506	
木材・木製品、家具・装備品製造業 (E12,13)	委託者	0	0	0	1	0	0	1	2	シール貼り、部品袋入れ、下駄鼻緒作り
	家内労働者	0	0	0	1	0	0	1	2	
紙・紙加工品製造業(E14)	委託者	0	5	7	6	4	1	3	26	紙器加工・組立、紙袋加工・紐通し、容器箱折・糊付、シール加工
	家内労働者	0	33	125	61	31	10	12	272	
印刷・同関連産業、映像・音声・文字情報制作業 (E15,G41)	委託者	2	1	0	2	2	0	1	8	印刷物へのテープ・ラベル貼り・検査・袋詰め、文字打ち、CD・DVD包装
	家内労働者	45	2	0	22	42	0	5	116	
ゴム製品製造業 (E19)	委託者	0	0	4	3	1	2	3	13	自動車ゴム部品加工、工業用ゴム製品加工・仕上げ、ゴム製品バリ取り・検査
	家内労働者	0	0	343	146	10	63	35	597	
なめし皮・同製品・毛皮製造業 (E20)	委託者	0	0	0	0	0	0	2	2	部品組立、パーツの作成
	家内労働者	0	0	0	0	0	0	32	32	
窯業・土石製品製造業 (E21)	委託者	0	0	0	0	0	0	0	0	
	家内労働者	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属製品製造業 (E24)	委託者	2	2	2	0	2	2	3	13	ねじ加工、部品組付け、検品、袋詰め
	家内労働者	10	13	7	0	98	31	10	169	
電子部品・デバイス製造業 (E28)	委託者	0	0	1	1	2	2	1	7	部品加工・組立、検査、部品バリ取り
	家内労働者	0	0	35	8	33	21	2	99	
電気機械器具製造業 (E29)	委託者	1	9	5	15	13	9	13	65	ワイヤーハーネス加工・組立・検査・包装、部品の組立、検査、袋詰め
	家内労働者	35	242	254	976	347	147	388	2389	
情報通信機械器具製造業 (E30)	委託者	0	1	3	0	0	0	0	4	部品加工、選別
	家内労働者	0	10	66	0	0	0	0	76	
化学工業、鉄鋼業、非鉄金属、はん用機器、生産用機器、業務用機器、輸送用機器製造業 (E16,22,23,25,26,27,31)	委託者	0	5	2	3	5	12	1	28	自動車等部品の加工・組立・選別・検査・梱包、部品のバリ取り、ラベル貼り
	家内労働者	0	66	19	29	94	124	2	334	
その他(雑貨等) (E18,32)	委託者	3	6	6	17	17	6	9	64	プラスチック部品の加工・組立・検査、筆記具・雑具等組立、ラベル貼り
	家内労働者	109	61	98	422	577	200	178	1645	
計	計	12	33	34	52	51	51	49	282	
	家内労働者	257	453	991	1,703	1,282	768	819	6273	

(令和4年10月1日現在)

(3) 業種別

家内労働者数を業種別にみると、カプラー(コネクター)差しなどの電気機械器具製造業が2,389人(38.1%)と最も多く、次いで、プラスチック部品の組付け、日用品・雑具加工などのその他(雑貨等製造業)が1,645人(26.2%)、工業用ゴム製品の加工・仕上げなどのゴム製品製造業が597人(9.5%)で、これらの3業種で全体の約74%を占めています。(表2、図3)



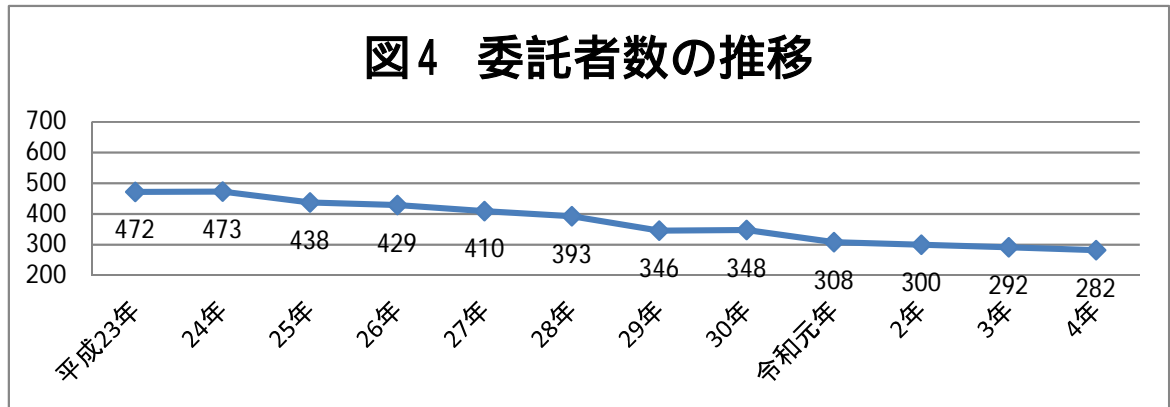
(4) 地域別

家内労働者を地域別にみると、中部地区である静岡及び島田労働基準監督署管内の合計で2,985人と最も多く、次いで、東部地区である沼津、三島及び富士労働基準監督署管内の合計で1,701人、続いて、西部地区である浜松及び磐田労働基準監督署管内の合計で1,587人となっています。(表3)

3 委託者の概況

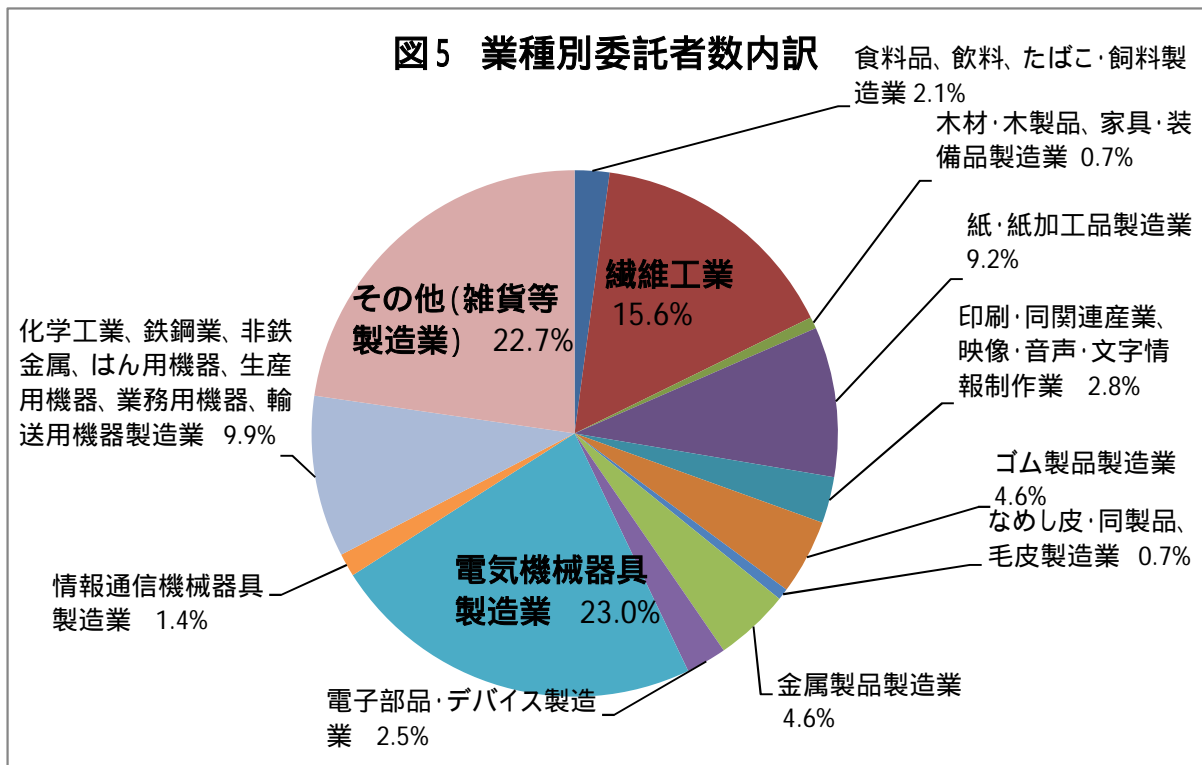
(1) 委託者数

令和4年10月1日現在の委託者数は、前年比3.4%減の282でした。(図4))



(2) 業種別

委託者数を業種別で見ると、電気機械器具製造業が65(23.0%)、その他(雑貨等製造業)が64(22.7%)、繊維工業が44(15.6%)で、これら3業種で約61%を占めています。(図5)



(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数

1委託者当たりの平均家内労働者数は22.2人で、業種別にみると、ゴム製品製造業、電気機械器具製造業がいずれも30人を超えているのに対し、木材・木製品、家具・装備品製造業は1.0人と最も少なくなっています。(表2)

家内労働対策

1 家内労働に関する取組み

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払の確保、最低工賃の決定、安全衛生の確保など家内労働法に基づく諸施策を推進しています。

2 家内労働安全衛生指導員による指導結果

静岡労働局では、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に資するため、社会保険労務士等の資格を有する2名を家内労働安全衛生指導員として委嘱し、委託者に対し巡回指導を実施しています。

令和4年度は、24の委託者に対して巡回指導を実施した結果、7の委託者に「家内労働手帳が交付されていない」、「委託状況届が提出されていない」等の問題点が認められました。(表6、表7)

表4 家内労働労働安全衛生指導員による指導結果の推移

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
実施数	25	24	21	21	21	39	39	25	25	26
指導数	11	17	18	9	16	18	25	9	9	7
指導率	44.0%	70.8%	85.7%	42.9%	76.2%	46.2%	64.1%	36.0%	36.0%	26.9%

表5 家内労働安全衛生指導員による指導内容(令和4年度)

項 目			計
指導実施委託者数			26
家内労働者数			男 93 女 463 計 556
指導委託者数			7
指導 内容	家内労働手帳(法3条)	手帳の交付をしていない、委託状況をその都度記入していない	4
	工賃の支払(法6条)	工賃締切日から起算して1月以内に支払っていない	1
	届出(法26条)	委託状況届を提出していない	1
	帳簿(法27条)	帳簿を備え付けていない	3

最低工賃決定状況

令和5年1月現在、静岡県内で設定されている最低工賃は下記1件のみです。

1 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃

(1) 適用する家内労働者

静岡県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

(3) 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本(キャップ通しについては1個)につき、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額
カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 23銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 39銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 45銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 55銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 23銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 48銭
		50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 61銭
キャップ通し	電線の末端に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。		1個につき 41銭

(注) 「カプラー差し」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。

(4) 効力発生の日 平成26年4月25日

参考

家内労働手帳

「家内労働手帳」は、委託条件を文書で明確にし、当事者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものです。

「家内労働手帳」の記入事項として、

最初に、手帳を交付するに当たって記入すべき事項

委託をする都度記入すべき事項

家内労働者から製造、加工した製品を受領するつど記入すべき事項

工賃を払う都度記入すべき事項

がそれぞれ決められています(資1、資2ページの伝票式家内労働手帳のモデル様式参照)

委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月30日までに、4月1日現在における委託業務の内容、家内労働者数などを記入した「委託状況届」を所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に提出しなければならないこととされています(資3ページの委託状況届参照)。

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">注文伝票</p> <p style="margin: 0;">_____ 殿 _____ 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">委託者 _____</p>				
品名	数量	単価	納期	備考
工賃支払期日		令和 年 月 日付け「基本委託条件の通知」による。		
注) 記入した日から2年間保存して下さい。				

(使用上の注意)

1. 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
2. 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引き渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">受入伝票</p> <p style="margin: 0;">_____ 殿 _____ 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">委託者 _____</p>					
品名	数量	単価	金額	製品の受領印	備考
合 計					
月 日 締切分	累 計 金 額			備 考	
注) 記入した日から2年間保存して下さい。					

(使用上の注意)

- 製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、
- (1) 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
 - (2) 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。

委 託 状 況 届

事業の種類	営業所の名称		営業所の所在地					
			(電話番号)					
委託業務の内容	委託地域	家内労働者数			補助者数			代理人数
		男	女	計	うち18歳未満	男	女	
備考								
	都府県 []							
	都府県 []							
	都府県 []							
	都府県 []							
	都府県 []							

令和 年 月 日

委託者 氏名

静岡労働局長 殿

注意

- 1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
- 2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄()の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

静岡県下 労働基準監督署

名 称	所 在 地	電 話 番 号
三島労働基準監督署	〒411-0033 三島市文教町一丁目3番112号 三島労働総合庁舎3階	055-986-9100
三島労働基準監督署 下田駐在事務所	〒415-0036 下田市西本郷二丁目5番33号 下田地方合同庁舎1階	0558-22-0649
沼津労働基準監督署	〒410-0831 沼津市市場町9番1号 沼津合同庁舎4階	055-933-5830
富士労働基準監督署	〒417-0041 富士市御幸町13番28号	0545-51-2255
静岡労働基準監督署	〒420-0858 静岡市葵区伝馬町24-2 相川伝馬町ビル2階・3階	監督関係（家内労働関係） 054-252-8106
島田労働基準監督署	〒427-8508 島田市本通一丁目4677番4号 島田労働総合庁舎3階	0547-37-3148
磐田労働基準監督署	〒438-8585 磐田市見付3599番地の6 磐田地方合同庁舎4階	0538-32-2205
浜松労働基準監督署	〒430-8639 浜松市中区中央一丁目12番4号 浜松合同庁舎8階	監督関係（家内労働関係） 053-456-8148

静岡労働局労働基準部賃金室

〒420-8639

静岡市葵区追手町9番50号
静岡地方合同庁舎3階

(Tel) 054-254-6315

(Fax) 054-221-7038

< 静岡労働局ホームページ >

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/>

(令和5年1月作成)